

金城大学・金城大学短期大学部
公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和5年4月1日
統括管理責任者決定
(令和6年4月1日改定)

金城大学・金城大学短期大学部（以下「本学」という。）では、金城大学・金城大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する指針に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づき取り組むものとする。

実施責任者：コンプライアンス推進責任者

大 学（人間社会科学部長、医療健康学部長、看護学部長、総合経済学部長、
総合リハビリテーション学研究科長、公衆衛生看護学専攻科長）

短期大学部（ビジネス実務学科長、美術学科長、幼児教育学科長）

事務局（事務局次長 ※事務局次長を置かない場合は、事務局長）

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1. 対象者	公的研究費の運営及び管理に関わる構成員（※1）	全ての構成員
2. 目的	自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること。	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。
3. 実施内容、方法、頻度	・ 文部科学省が公開しているコンプライアンス教育用コンテンツの視聴、もしくはコンテンツを活用した研修会を実施。 ・ 原則1年毎に1回、定期的に（4～6月）実施する。	1) 教授会において啓発資料の配布（年1回以上） 2) メール及び学内掲示板への啓発資料の掲示（随時）

（※1）・・・本学の諸活動における補助的な業務を行うアルバイト等は、公的研究費の運営及び管理に関わる者に該当しない。